

令和2年度 第1回 四街道市住居表示審議会会議録

日 時 令和2年11月20日（金）午後2時00分～午後3時00分
場 所 四街道市文化センター 会議室201号室
出席者 岩瀬委員、高松委員、渡邊委員、橋爪委員、畑委員、
松浦委員、中野委員、鈴木委員、小金井委員
欠席者 古川委員
幹 事 青木市街地整備課長
事務局 鈴木総務部長、岩井総務部副参事、内海自治振興課長、
岩井自治振興課長補佐、松崎自治振興課自治係長、
高槻自治振興課主任主事、日野原市街地整備課技師、
善塔市街地整備課主事
傍聴人 0人

—— 会議次第 ——

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介及び職員紹介
5. 会長及び副会長の選出
6. 議題
 - (1) 四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施について
 - (2) その他
7. 閉会

(1. 開会)

内海課長： 皆さん、こんにちは。平日の午後のお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、これより令和2年度第1回四街道市住居表示審議会を開催させていただきます。なお、携帯電話、スマートフォンの電源をマナーモードに、または電源をお切りいただきますようご協力お願いいたします。また、マスクを着用しての進行になりますことをあらかじめご了承くださいたく思います。

本日の進行を務めさせていただきます、四街道市総務部自治振興課長の内海でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第により進行させていただきます。新たに四街道市住居表示審議会委員となられました方に委嘱状を交付させていただきます。

なお、本来であれば、佐渡市長よりお一人おひとりに、委嘱状をお渡しするところがございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、人と人との接触を最低限にとどめさせていただくため、委嘱状につきましては、あらかじめお席の方に配布させていただいておりますので、ご了承の程お願い申し上げます。

それでは、只今より、委嘱されます方のお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にご起立くださいますようお願いいたします。

四街道警察署地域課長の岩瀬貴春様です。

千葉地方法務局佐倉支局統括登記官の高松清美様です。

千葉県印旛地域振興事務所次長の渡邊康夫様です。

四街道郵便局課長の橋爪修様です。

四街道市選挙管理委員会委員長の畑敬一様です。

旭中学校地区連絡協議会委員の松浦麻子様です。

四街道市文化財審議会会長の中野照男様です。

成台中区区長の鈴木敏光様です。

四街道市成台中土地区画整理組合理事長の小金井貞夫様です。

また、幹事として四街道市都市部市街地整備課長の青木洋昌が市長より任命されております。

なお、四街道商工会理事の古川茂様におかれましては、所用により本日欠席のご連絡をいただいております。

以上で委嘱状の交付を終わります。

なお、委員となられました皆様のお名前につきましては、お手元に配布してございます審議会委員名簿のとおりでございます。

関係官公署の職員として1号委員が3名、学識経験者として2号委員が6名、また、今回ご審議いただく予定となっております、成台中土地区画整理事業地内の審議に限りまして、臨時委員が1名、合計10名での委員会となります。

皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまより、令和2年度第1回四街道市住居表示審議会を開会いたします。

本日の出席は、委員10名のうち、9名、四街道市住居表示審議会条例第7条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本審議会が成立することをご報告いたします。

それでは、佐渡斉四街道市長よりご挨拶を申し上げます。

佐渡市長：

皆様こんにちは。市長の佐渡でございます。

本日は大変ご多用中にもかかわらず、令和2年度第1回四街道市住居表示審議会にご出席賜りましてありがとうございます。また、委嘱状を交付させていただきましたが、快くお引き受けを賜りまして重ねて御礼を申し上げます。

四街道市では、合理的な住居表示制度の推進のため、住居表示審議会を条例で設置しております。本日皆様にお集まりいただきましたのは、成山および中台の一部で実施が予定されております住居表示につきまして、様々な角度からご意見をいただき、新しい街づくりに反映させていきたいという趣旨がございます。

四街道市が新しい街の名前を付けるのは平成20年のもねの里以来、およそ12年ぶりとなります。後ほど、事務局より住居表示制度、実施区域の概要、また今後の審議会の予定について説明がございますので、皆様それぞれのお立場から忌憚の無いご意見を賜りたいと存じます。そして、本審議会が充実したものとなりますよう、また皆様方の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

内海課長：

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部長の鈴木雅雄でございます。

総務部副参事の岩井勝明でございます。

自治振興課課長補佐の岩井裕でございます。

自治係長の松崎和貴でございます。

自治係の高槻知昌でございます。

本日、先ほど任命がありました、市街地整備課の青木洋晶でございます。

また、本日はオブザーバーとして市街地整備課職員にも出席を求めています。

市街地整備課都市整備係の日野原樹でございます。
同じく善塔基広でございます。
皆様、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、会長及び副会長の選出に移ります。
四街道市住居表示審議会条例第6条により、会長及び副会長は、委員の互選により、それぞれ1名を置くこととなっております。
会長及び副会長が選出されるまでの間、佐渡市長に議長をお願いして、会議を進めさせていただきます。
それでは、佐渡市長お願いたします。

佐渡市長： それでは、ご指名ですので、会長及び副会長の選出にあたりまして、議長を務めさせていただきます。
先ほど事務局から、会長及び副会長は、委員の互選によるとの説明がありました。どなたか会長及び副会長に立候補される方、又はどなたかを推薦される方はいらっしゃいませんか。

小金井委員： 事務局に一任してはいかがでしょうか。

佐渡市長： ただいま、小金井委員より事務局一任という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

佐渡市長： 異議なしということで、事務局より案をお願いします。

内海課長： はい。事務局といたしましては、これまでの四街道市での豊富なご経験などから会長を中野照男委員、副会長を松浦麻子委員にお願いできればと考えております。

佐渡市長： ただいま事務局より、会長に中野委員を、副会長に松浦委員を、という案が出ましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

佐渡市長： 異議なしということで、中野委員に会長を、松浦委員に副会長をお願いいたします。
皆様のご協力によりまして、会長及び副会長が決定いたしましたので、これもちまして議長の任を解かせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

内海課長： 佐渡市長ありがとうございました。それでは、ただいま選出されました中野会長、松浦副会長にお席を移っていただき、ご挨拶をお願いします。

始めに、中野会長よりご挨拶をお願いいたします。

中野会長： マスクをしたまま失礼いたします。四街道市文化財審議会の会長を務めております、中野と申します。この度、四街道市の住居表示審議会の会長をお引き受けすることとなりました。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

この住居表示審議会の目的というのは、四街道市における住居表示の整備、推進ということになります。市長の諮問を受けまして、皆様とご一緒に調査し、審議していきたいと思っております。これにつきましては、皆様のご協力をいただかなければなりません。どうぞ、よろしくをお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

内海課長： 中野会長、ありがとうございました。
つづきまして、松浦副会長よりご挨拶をお願いいたします。

松浦副会長： 旭地区中学校連絡協議会委員の松浦でございます。神奈川県から転居いたしまして、今年で9年目になります。まだまだ知らない地区のことばかりで、お力になれるか不安ではありますが、この度、副会長を仰せつかりました。中野会長と共に、力を合わせて頑張りたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

内海課長： 松浦副会長、ありがとうございました。
これから議題に入るわけですが、佐渡市長におかれましては、この後、公務がございましたので、ここで退席とさせていただきます。
それでは、これ以降の会議につきましては、中野会長に会議の議長をお願いし、進行いただきたいと思います。
それでは中野会長、よろしく申し上げます。

中野会長： それでは、ご指名でございますので、会議の議長を務めさせていただきます。
まず、議題に入ります前に、この審議会の位置付けや運営方法について、事務局より説明願います。

事務局： はい。自治振興課の松崎でございます。事務局として皆様にご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。
四街道市住居表示審議会は、近年では、平成27年11月に、もねの里地区の住居表示の実施に際して開催され、ご審議をいただいております。
四街道市住居表示審議会条例により、特にご注意いただきたい事項について、ご説明申し上げます。

第2条でございます。審議会の任務になりますが、審議会は市長の諮問に応じ、住居表示整備事業の実施に関し必要な、調査及び審議を行うものとしております。

第4条でございます。委員については、関係官公署の職員3人、学識経験を有する者6人の、計9人としております。

第5条でございます。臨時委員に関する規定となっており、今回1名の方に委嘱させていただきました。

第7条でございます。審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととしております。また、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる、としております。

第8条でございます。本審議会に幹事若干名をおき、職員の中から市長が命ずることとされております。今回の住居表示審議会においては、幹事として四街道市都市部市街地整備課長の青木洋昌が、市長より任命されております。また、審議会の庶務は私ども四街道市役所自治振興課において務めさせていただきます。

続いて、四街道市住居表示審議会運営要領よりご説明いたします。本四街道市住居表示審議会の運営に関し、必要な事項として、議事日程、会議の公開、会議録に関して定めております。本会議は原則公開で行うこととしておりますが、四街道市情報公開条例第8条の規定に該当する情報に関して審議する場合などは、非公開となります。

なお、本会議は原則公開となりますので、四街道市ホームページに、会議情報、会議結果、委員名簿を掲載させていただくこととなります。ご了承くださいますようお願いいたします。

四街道市住居表示審議会傍聴要領に、本審議会の傍聴に関する手続きを定めておりますので、こちらについても後ほどご確認をお願いいたします。

この審議会の位置付けや運営方法についての、事務局からの説明は以上でございます。

中野会長： ありがとうございます。
 ただいまの説明によりますと、会議は公開するということです。
 本日の議題には、個人情報等は含まれていないようですので、傍聴者がいらっしゃれば入場していただきます。

事務局： 事務局よりご報告申し上げます。
 本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。

中野会長： それでは、早速会議を進めさせていただきたいと思っております。次第の6番、議題のカッコ1、「四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施について」を、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

内海課長： はい。本日の会議につきまして、お配りした資料を基に住居表示実施についての説明をさせていただき、その中で意見があれば承らせていただきます。来年の年明けに2回目を予定しておりますが、その際に市長より審議会へ諮問をさせていただきます、その日に答申までいただくような形で進められればと考えております。それでは、お手元の資料につきまして松崎より説明をさせていただきます。

事務局： はい。事務局より皆様にご説明申し上げます。
お手元にお配りしております資料のうち、横書きのレジュメを利用しましてご説明させていただきます。

まず、住居表示制度についてご説明いたします。2ページをご覧ください。こちらは、住居表示を実施しない場合の住所の表示と、その際の課題となります。

続いて、3ページ目をご覧ください。こちらは、今回の対象地区において予定されている住居表示を実施した場合の住所の表示方法と、利点を示したものととなります。

公簿上の地番と住所の表示が異なるという点は課題といえるかもしれませんが、それを上回る利点があるとされており、全国的に見ましても、新しい街には住居表示を実施することが一般的となっております。

次に、四街道市における住居表示の実施状況をご説明いたします。

市内の各地区において住居表示が実施されており、これまでに市内全域のうち約17%に相当する面積の地区で、この住居表示が実施されております。なお、四街道市において新しい地名が設けられますのは、平成20年の「もねの里」以来、約12年ぶりとなります。

4ページをご覧ください。

住居表示の実施までの流れについて、ご説明申し上げます。

住居表示に関する手続きの第一歩といたしまして、住居表示に関する法律により、住居表示を実施する市街地の区域と、住居表示の方法について議会の議決を受けなければならないとされており、今回ご審議いただく区域につきましては、令和2年3月議会におきまして、区域を成山及び中台の各一部とすること、住居表示の方法を街区方式とすることが議決されております。

住居表示の方法とされている、街区方式と道路方式について、簡単にご説明をいたします。

街区方式での住居表示方法は、区域を大きく区切って丁目を定め、街区ブロックごと番を設定し、さらに街区ブロック内に整然と号を設定する方式です。住居表示としては一般的な方法となっており、四街道市内の住居表示は全てこの方法で実施されております。

今回採用しない方式である、道路方式については、日本でも1地区のみで実施されている方式となります。地名を決めるというより、全ての道路に名前を設けて、その道路の名前が住所そのものになるという方式です。

5ページをご覧ください。

先ほど、議会において住居表示実施の区域と、街区方式で実施することの議決を受けたとご説明いたしました。その次の段階となりますのが、この第1回住居表示審議会でございます。今まさに、重要事項についてご説明を受けていただいているところでございます。

次の段階といたしましては、住民説明会の実施となります。本日委員の皆様にお聞きいただいている内容を基に、区域内に住所を持たれる住民の方に説明を実施いたします。

その後、第2回住居表示審議会の開催となります。市長より新町名の決定などについて諮問がございますので、本日ご説明の内容、また、住民説明会におけるご意見などを基に、ご審議をいただくこととなります。

6ページをご覧ください。

住居表示審議会においてご審議いただき、決定いただきました内容について、四街道市長に対し答申を行っていただきます。

その後、答申いただきました新町名案などについて、住居表示に関する法律の規定に基づき、市民に向けて公示をいたします。公示とは公の機関が広く一般に向けて示すことを意味します。公示をご覧になった区域内住民の方は、変更請求を行うことができますものとなります。しかしながら、法の規定により、その場合は50名以上の連署が必要とされており、今回区域内における住民の総数は50名に達しませんので、事実上変更請求は発生しないものと考えます。事務局といたしましては、法に基づく変更請求を行うことが困難であるからこそ、区域内住民の方々のご理解とご協力が何よりも肝要と考えますので、区域内住民の皆様への説明は、細やかに実施したいと考えております。

公示を経まして、令和3年3月議会において議決のうえ、今回対象区域における新町名などが正式に決定いたします。

7ページをご覧ください。

議決後は、自治振興課において各種事務手続きを経ながら、最終的には令和4年1月末日に、新しい街が正式に生まれることとなります。

8ページをご覧ください。

今回住居表示を実施する区域の概要についてご説明をいたします。8ページは、区域の所在を示す地図となります。国道51号線とみそら団地の間に位置する、現在土地区画整理事業を実施している区域となります。

9ページをご覧ください。区域の概要となります。

10ページをご覧ください。

こちらが、この区画整理による土地利用計画図となります。全体の約85%が工業、複合産業、流通産業に利用される見通しとなっております。

ここで、今回対象地区の区画整理の概要についてご説明いたします。

正式な事業名称は、四街道市成台中土地区画整理事業、施行者は、四街道市成台中土地区画整理組合となります。

昭和57年11月に設立準備委員会が発足となり、平成8年6月に組合設立が千葉県から認可され、平成8年10月26日より起工され、今日に至っております。

11ページをご覧ください。今回区域における新町名の、四街道市案となります。

(11ページ、12ページ目読み上げ)

四街道市住居表示実施基準では、町名の定め方については、できるだけ従来の町名(当該地区における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。)に準拠して定めるものとする、としております。この市案である「たかおの杜」という町名については、第2回住居表示審議会において各委員よりご意見を賜りたいと存じますので、各委員におかれましては、本案をお持ち帰りのうえ、自身のご所属団体などにおかれまして、歴史、伝統、文化といった視点からご検討をいただければと思います。

13ページをご覧ください。

1丁目、2丁目といった丁目についての、市案となります。

(13ページ目読み上げ)

14ページが、市案に基づいた場合の街区の案となります。区域全体の町名をたかおの杜、各ブロックに振られた数字が番の部分、そしてブロックごとに順序良く1から号を振っていくこととなります。

まとめますと、区域全体を「たかおの杜」という地名とすること、「丁目」については設けないこと、この2点について、第2回住居表示審議会の際に市長より諮問がございますので、その諮問に対し、各委員よりご意見を賜りたいと存じます。

駆け足となりましたが、以上を四街道市成山及び中台の各一部の住居表示の実施についての、事務局説明とさせていただきます。

中野会長： ありがとうございます。

只今、事務局より説明をいただきましたが、これにつきまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

小金井委員： 四街道市成台中土地区画整理組合理事長の小金井と申します。成台中地区に新しい街が生まれるわけですが、緑豊かな自然と、高麗神社を街のシンボルとして、緑を残したいという思いで、たかおの杜としております。

また、事務局より説明があったとおり、区画整理事業連絡協議会において、住民、組合の案として決定されたものです。これからも審議のほど、よろしくお願いいたします。

中野会長： ありがとうございます。これについて事務局から何かありますか。

事務局： ただいまの小金井委員からのご発言を踏まえた上での、市案となっております。皆様におかれましても、改めてのご検討お願いいたします。

中野会長： 検討いただいて、答えを出すのは次の審議会の場でのことだと思いますので、本日は、提案された資料をお持ち帰りいただいて、じっくりご検討いただきたいというところだと思います。その他にご意見、ご感想はあり

